

令和7年度補正 フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金

公募説明会

令和8年5月

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課 フュージョンエネルギー室

令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金事務局

本事業の背景

- カーボンニュートラルを宣言する国・地域が増加し、排出削減と産業競争力強化・経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が熾烈化しています。さらに、原油・ガス市場等のエネルギー価格の高騰を始めとした影響が我が国にも及んでいます。
- こうした中で、フュージョンエネルギーについては、①カーボンニュートラル、②豊富な燃料、③安全性、④環境保全性という特徴を有することから、エネルギー問題と地球環境問題を同時に解決する次世代のエネルギーとして期待されています。
- エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定）ではフュージョンエネルギーについて、「スタートアップを含めた官民の研究開発力を強化する」、「世界に先駆けた発電実証を目指し、原型炉開発と並行し、トカマク型、ヘリカル型、レーザー型等多様な方式の挑戦を促す」こととしています。
- また、フュージョンエネルギー・イノベーション戦略（令和7年6月4日改定）では、世界に先駆けた2030年代の発電実証を含め、早期実現と産業化を目指すこととしております。

本事業の目的

- 本事業では、フュージョンエネルギーによる発電実証を目指すスタートアップ等による技術開発を支援します。
- 支援を希望するスタートアップ等において、内閣府の「フュージョンエネルギーの社会実装に向けた基本的な考え方検討タスクフォース」で決定された「フュージョンエネルギーの社会実装に向けた取組の在り方」を踏まえ、2030年代の発電実証等で目指すゴールを設定の上、本事業の終了時に達成すべきマイルストーンを適切に設定し、その達成状況に鑑みてプロジェクトの継続可否や継続する場合の内容が判断されます。

- 第7次エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定）では、2050年カーボンニュートラル実現に向け、フュージョンエネルギー（核融合）を次世代のクリーンな基幹エネルギー候補として位置づけ、スタートアップを含めた官民の技術開発を強化を掲げている
- 「スタートアップを含めた官民の研究開発力を強化する」、「世界に先駆けた発電実証を目指し、原型炉開発と並行し、トカマク型、ヘリカル型、レーザー型等多様な方式の挑戦を促す」こととしている

第7次エネルギー基本計画におけるフュージョンエネルギーの記載

VI. カーボンニュートラル実現に向けたイノベーション 2. 各論 (2) 原子力

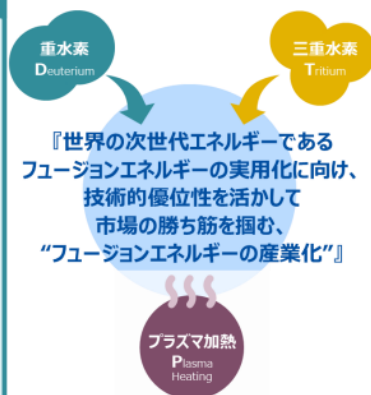
(略)

フュージョンエネルギーについては、「フュージョンエネルギー・イノベーション戦略」を踏まえ、早期実現と産業化を目指し、国際熱核融合実験炉 I T E R、トカマク型超伝導プラズマ実験装置 J T - 6 0 S A 等で培った技術や人材を最大限活用し、技術成熟度を高めるべく、スタートアップを含めた官民の研究開発力を強化する。世界に先駆けた発電実証を目指し、原型炉開発と並行し、トカマク型、ヘリカル型、レーザー型等多様な方式の挑戦を促すとともに、科学的に合理的で国際協調した安全確保の検討に取り組む。

- フュージョンエネルギー・イノベーション戦略（令和7年6月4日改定）では、世界に先駆けた2030年代の発電実証を含め、早期実現と産業化を目指すこととしている

(1)フュージョンインダストリーの育成戦略 Developing the Fusion industry

- ①産業協議会(J-Fusion)との連携**
(国際標準化、サプライチェーンの構築、知財対応、ビジネスの創出、投資の促進等)
- ②科学的に合理的で国際協調した安全確保**
(当面は、RI法の対象として位置づけ。新たな知見や技術の進展に応じて、アジャイルな規制を適用。G7やIAEA等との連携など、国際協調の場も活用)
- ③社会実装の促進**に向けたTFの設置
(現状の技術成熟度の評価に加え、実施主体の在り方やサイト選定の進め方等について検討)



(2)フュージョンテクノロジーの開発戦略 Technology

- ①原型炉実現に向けた**基盤整備の加速**
(工学設計や実規模技術開発等、原型炉開発を見据えた研究開発の加速。ITERサイズの原型炉の検証)
- ②スタートアップを含めた**官民の研究開発力強化**
(NEDO、JST、QST等の資金供給機能の強化の検討。技術成熟度の高まりやマイルストーンの達成状況に応じ、トカマク、ヘリカル、レーザー等多様な方式の挑戦を促進)
- ③ITER計画/BA活動を通じた**コア技術の獲得**
(日本人職員数の増加や調達への積極的な参画促進。様々な知見を着実に獲得し、その果実を国内に還元)

(3)フュージョンエネルギー・イノベーション戦略の推進体制等 Promotion

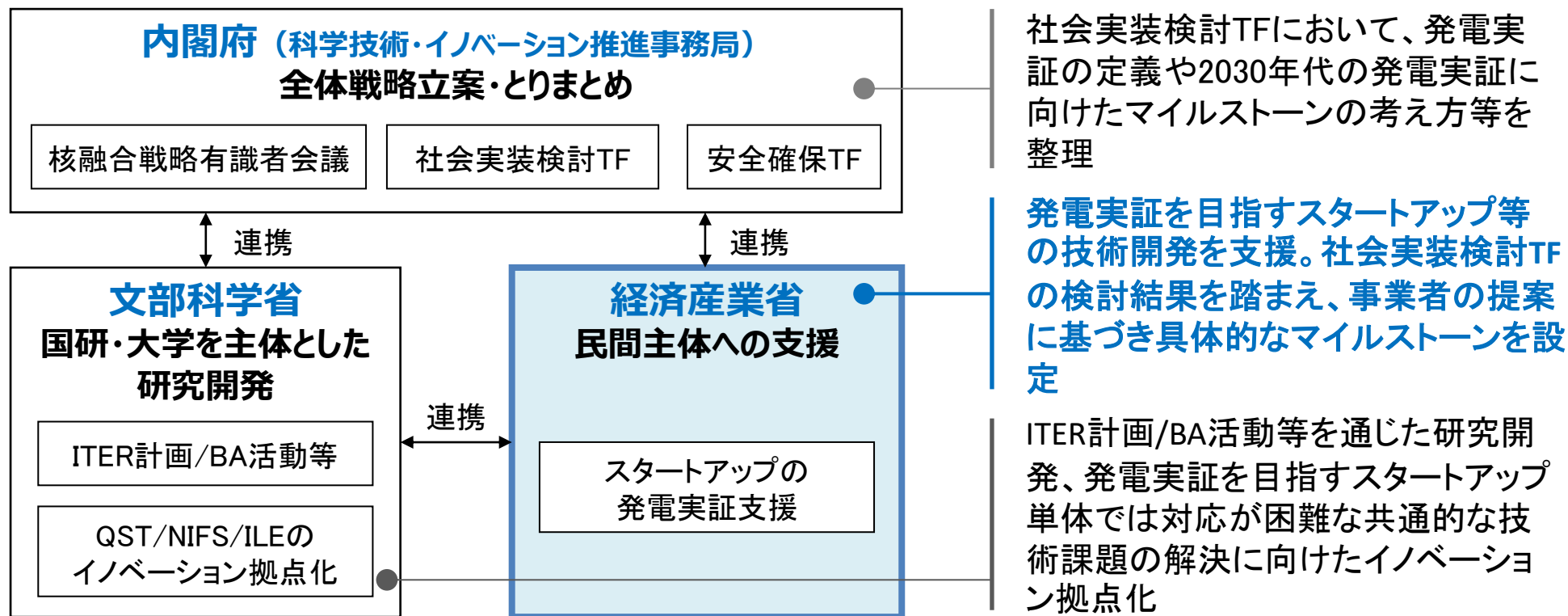
- ①**内閣府が政府の司令塔**となり、関係省庁と一丸となって推進
(世界に先駆けた2030年代の発電実証の達成に向けて、必要な官民の取組を含めた工程表の作成)
- ②QST、NIFS、ILE等の**イノベーション拠点化**
(産学官の研究力強化及び地方創生の観点から、スタートアップや原型炉開発に必要となる大規模施設・設備群の整備・供用)
※QST:量子科学技術研究開発機構、NIFS:核融合科学研究所、ILE:大阪大学レーザー科学研究所 ※(2)①②と連動
- ③大学間連携・国際連携による**体系的な人材育成システム**の構築と育成目標の設定
(核融合科学研究所(NIFS)が中核となり、教育プログラムを実施。ITERをはじめ、海外の研究機関・大学等に人材を派遣)
- ④**リスクコミュニケーション**による国民理解の醸成等の環境整備
(J-Fusionや関連学会等とも連携し、社会的受容性を高めながら、関係者が協調して活動を推進)

フュージョンエネルギーに関する政府の推進体制

公募要領「 I 事業概要_1 事業目的」

- 昨年6月に改定されたフュージョンエネルギー・イノベーション戦略で示された方針に基づき、内閣府の司令塔のもと、国研・大学を主体とした研究開発を進める文部科学省と、スタートアップ等 民間主体の取組を後押しする経済産業省等の関係省庁が連携する、省庁横断的な推進体制を構築している
- 経済産業省としては、フュージョンエネルギーの社会実装を進めるため、資源エネルギー庁に新たに「フュージョンエネルギー室」を設置し、研究開発・プロジェクト推進の体制を強化している

2030年代発電実証に向けた主な役割分担のイメージ



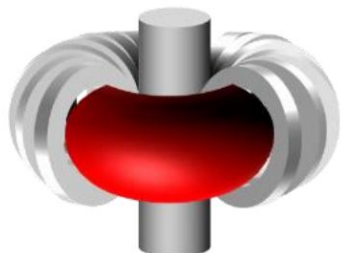
フュージョンエネルギー発電実証推進事業 概要

公募要領「I 事業概要_1 事業目的」

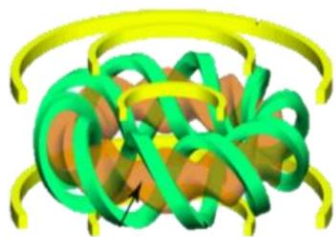
- 本事業では、フュージョンエネルギーによる発電実証を目指すスタートアップ等の技術開発を支援する。「フュージョンエネルギー・イノベーション戦略」を踏まえて設定したマイルストーンの達成状況に応じたプロジェクトの絞り込みを行いつつ、世界に先駆けた2030年代の発電実証を目指す
- 経済産業省は、2030年代の発電実証を目指すスタートアップ等の取組を支援するための研究開発予算として、3年の国庫債務負担行為を含む総額600億円（令和7年度補正予算においては200億円）を計上



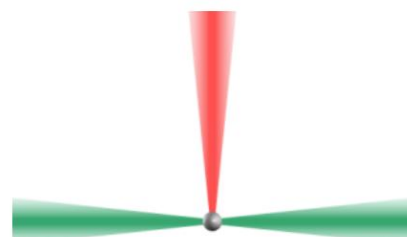
支援対象炉型 (例)



トカマク型



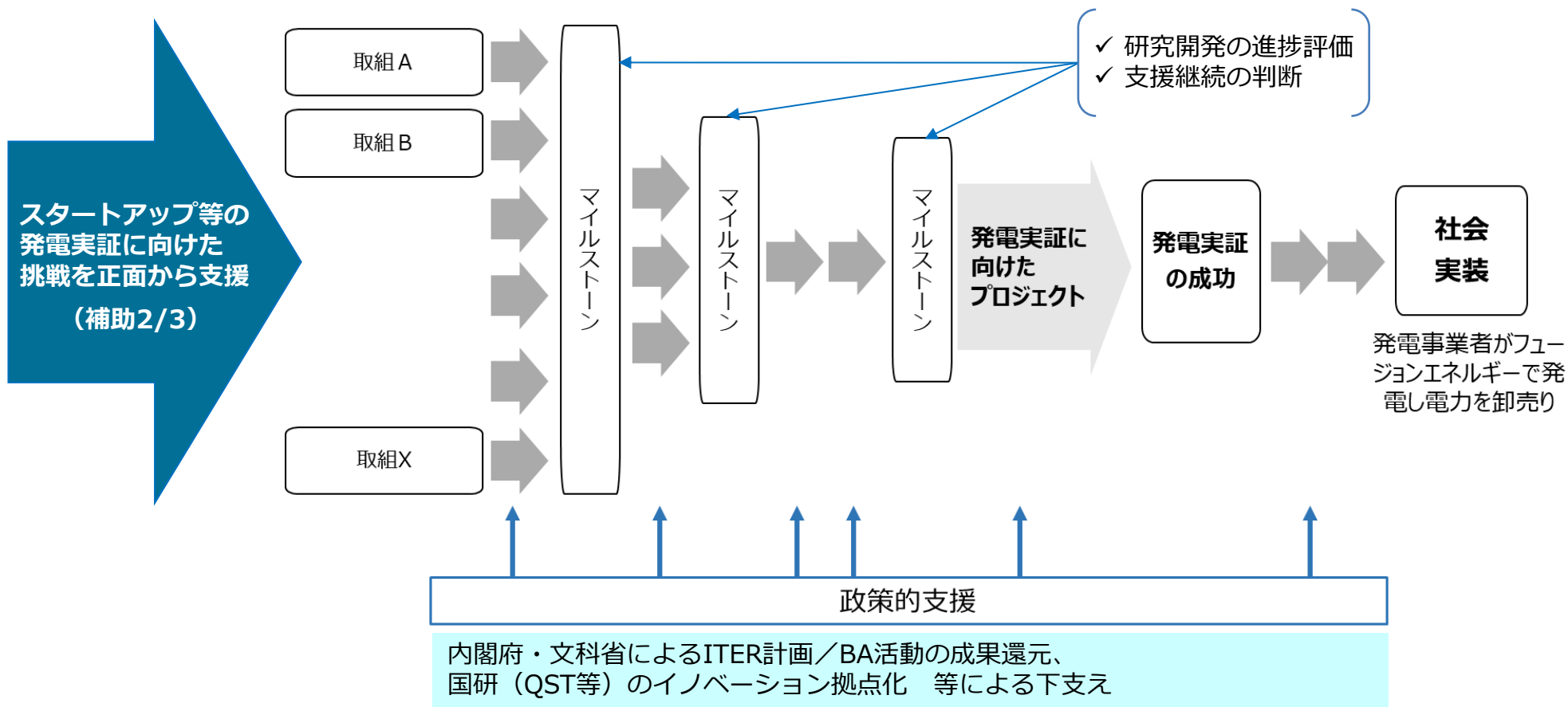
ヘリカル型



レーザー型

• 2030年代発電実証に挑戦するスタートアップ等の研究開発をマイルストーン方式で支援を行う

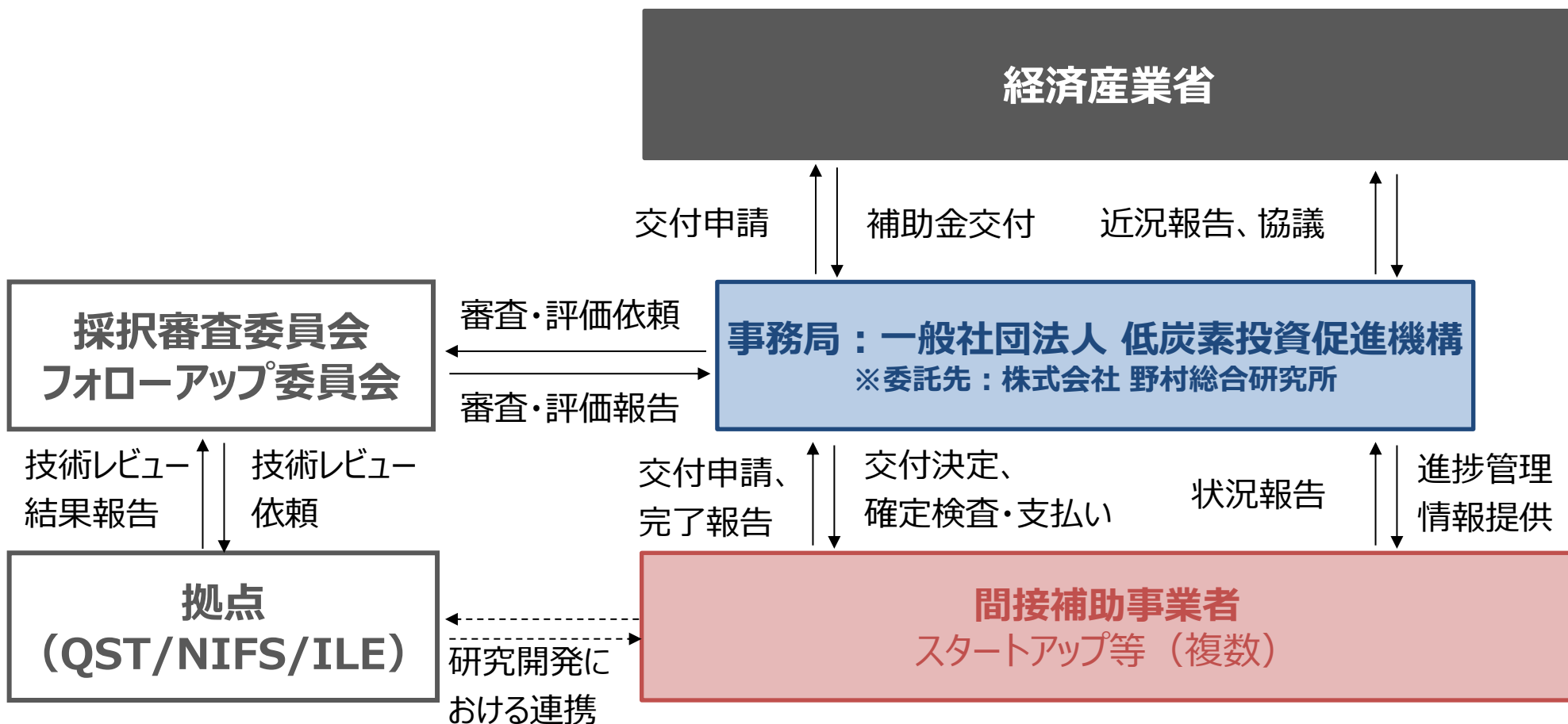
- 社会実装検討タスクフォースにおいて、**発電実証が満たすべき要件を整理**
- 上記の要件を踏まえ、プロジェクト提案を行うスタートアップ等において**炉型ごと**（トカマク、レーザー、ヘリカル等）に**マイルストーンを具体設定**。有識者による**研究開発の進捗の評価**を行い、支援継続の判断を都度行っていく



事業全体の実施スキーム

公募要領「 I 事業概要_2 事業スキーム」

- 本事業は、一般社団法人 低炭素投資促進機構（GIO）が補助事業者（事務局）として間接補助事業の執行管理を行う



- 本事業における間接補助事業の補助要件は、以下の通りとする

要件	内容
対象事業者の要件	<ul style="list-style-type: none">• 公募要領Ⅱ-1に記載されている、①～⑩の全てを満たす民間事業者であること（次頁にて説明）
対象事業の要件	<ul style="list-style-type: none">• フュージョンエネルギーによる発電実証の達成に向けた技術開発を行う事業であり、公募要領Ⅱ-2に記載されている、①～③の全てを満たす事業内容であること（次々々頁にて説明）
その他	<ul style="list-style-type: none">• 採択審査委員会等で指摘等があった場合は、実施計画に反映すること• 間接補助事業の内容や実施体制、経費流用等の計画変更が必要な場合は、交付規程に則り申請し、経済産業省からの承認を受けること• 事務局が設置するフォローアップ委員会における議論に積極的に貢献すること

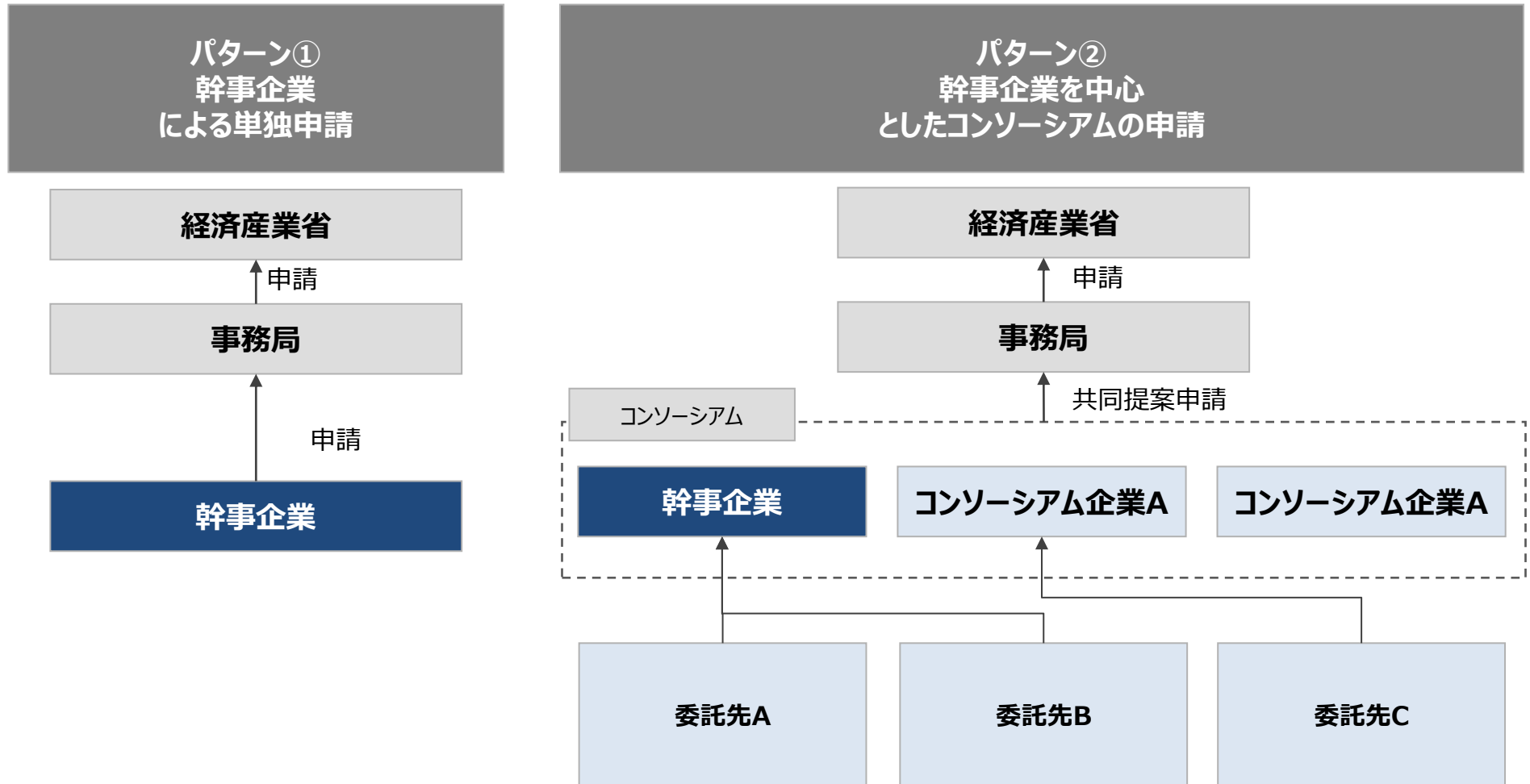
- ・ 補助対象事業者を次の要件を満たす民間団体等とする

※複数の民間団体等によるコンソーシアム形式による申請の場合は、幹事企業を決めていただくとともに、幹事企業が事業提案書を提出すること。（ただし、幹事企業が業務の全てを他の者に委託することはできない。）なお、提案者は1者につき1件までの申請を可能とする。

対象事業者の要件一覧

- ① 事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。（民間企業の場合は日本法人を有していること。コンソーシアム形式による申請の場合は幹事企業が日本に拠点を有していること。）また、本事業の実施においては国内拠点での実施であること。海外拠点や委託/外注先との連携においては、公募要領「Ⅳ 応募申請書類の提出について ⑥応募に当たっての留意事項」に記載されている、「研究活動を通じて取得した技術等の輸出規制に対する対応」に十分留意した上で行うこと。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤ 間接補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ⑥ 事業目的・事業内容に記載された内容を達成するために十分に有効な事業を行う団体であること。
- ⑦ 間接補助事業完了後の事業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- ⑧ 本事業の取組や目的・成果等について、幅広いステークホルダーに情報発信を行うこと。ただし、連結子会社の場合は親会社による幅広いステークホルダーへの情報発信をもって、これに替えることができる。
- ⑨ カーボンニュートラルに関する取組を行っていること（詳細は公募要領をご確認ください）
- ⑩ 暴力団関係者でないこと

- 補助対象とする申請パターンは、下図に示す2つのいずれかに該当するものとする



※知的財産権の帰属は、民民ベースの契約による

対象事業の要件

- ・ 本補助対象事業が対象とするのは次の全ての要件を満たす取組とする

① フュージョンエネルギー発電に関する技術開発であること

- ・ 核融合反応（原子核同士が融合し、より重い原子核に変わる核反応のこと）を起こすことが客観的に確認されている*システムの開発
 - *査読付き論文等を引用し、その概要を記載することにより科学的根拠を示すこと
- ・ 核融合反応を起こすことによって生じるエネルギーを用いて**発電を目指すシステム**の開発

② 2030年代のフュージョンエネルギーによる発電実証を目指す計画であること

- ・ 「フュージョンエネルギーの社会実装に向けた取組の在り方」に沿って **2030年代の発電実証で目指すゴールを設定したうえで、実際に2030年代までにそれを達成し得る計画**
 - ・ 発電実証に向けて、全ての開発項目*を満たす計画。拠点と連携して取り組む場合は、その旨を明記
 - ・ 他の研究機関拠点（QST/NIFS/ILE）等と連携して取り組む場合は、その旨を明記
- *超伝導コイル、ダイバータ、加熱装置、燃料システム、ブランケット、発電システム、遠隔保守、構造材料、放射化物処理、等。
- QSTが提案した第6回フュージョンエネルギーの社会実装に向けた基本的な考え方検討タスクフォースにおける資料 2-2と「「Q-DEMO の概念設計」報告書（概要）」別添 1「現状の技術成熟度の評価と個別機器のマイルストーン」における分類と同じ粒度のプラント開発全体で必要な開発項目を提案者において設定するものとする。
- ・ **補助対象期間中に達成すべきマイルストーンが根拠とともに示されていること**

③ 発電実証以降、社会実装に向けた計画が明示されていること

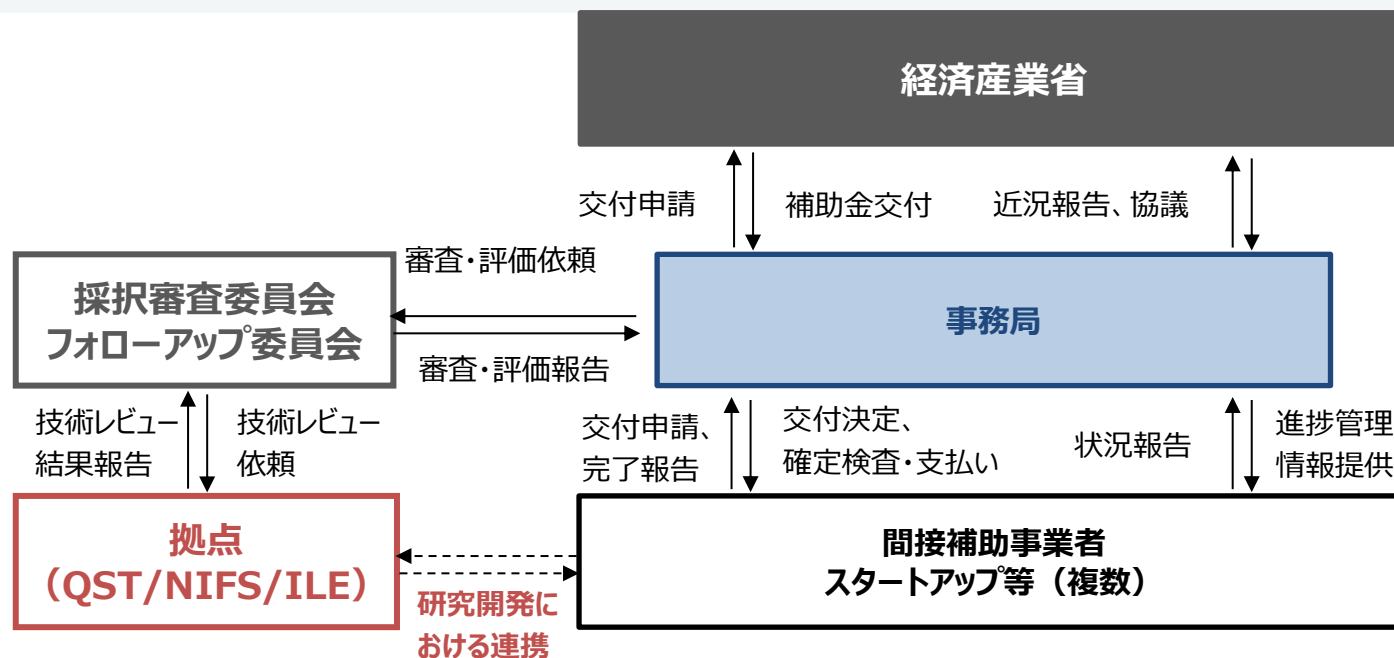
- ・ **他の電源と比較して遜色ない電源**としての社会実装目標
- ・ 2030年代の発電実証で目指す水準とのギャップ分析並びにギャップを埋めるために現状想定している**将来の技術開発計画**

- 公募要領および交付規程に記載しているように、本事業では下記の場合に計画変更の手続きが必要となる

<計画変更が必要となる場合>

- ✓ プロジェクト内容を変更する場合（ただし、下記に掲げる軽微な変更を除く）
 - 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- ✓ 補助対象経費のうち、直接経費総額の「50%」を超える区分間の流用増減がある場合
 - ※ 設備備品費や消耗品費といった中項目単位での区分間の流用増減を確認するものとする
 - ※ 委託費・共同実施費は直接経費ではないため、流用を行う場合は計画変更が必要となる
- ✓ 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合
- ※ なお、原則として交付決定額から総額で増額となる変更を行うことは認められない
また、上記に挙げる計画変更の対象とならない場合であっても、当初計画からの大きな変更等により額の確定時等に問題が生じないよう、都度事務局へ事前に届け出を行っていただくものとする

- 本事業では、産学連携による効果的な研究開発を進めるため、内閣府・文科省の予算事業によって量子科学技術研究開発機構（QST）、核融合科学研究所（NIFS）、大阪大学レーザー科学研究所（ILE）に整備されるフュージョンイノベーション拠点（以下「拠点」という。）との連携を含めた事業提案を奨励する
 - 提案者は、開発項目の中で、拠点と連携して取り組むことを希望するものについては、連携先の拠点と連携内容を明示すること
 - 応募段階では、**審査の公平性の観点から、見積もり作成依頼や事業内容の相談など拠点への事前相談は行わず、事業の実施体制にも含めないようにすること。**採択審査委員会による審査を経て、採択事業者が決定したのち、採択事業者と拠点の間の調整を経て実施体制を決定するものとする
 - 上記のため、提案書作成においては、**拠点との連携に係る費用を除いた額を補助対象金額として申請すること。**



※なお、拠点との連携内容について参考として、5/1(金)に開催された「フュージョン分野におけるイノベーション拠点からの説明会」資料について、公募HPに後日掲載予定となっております。

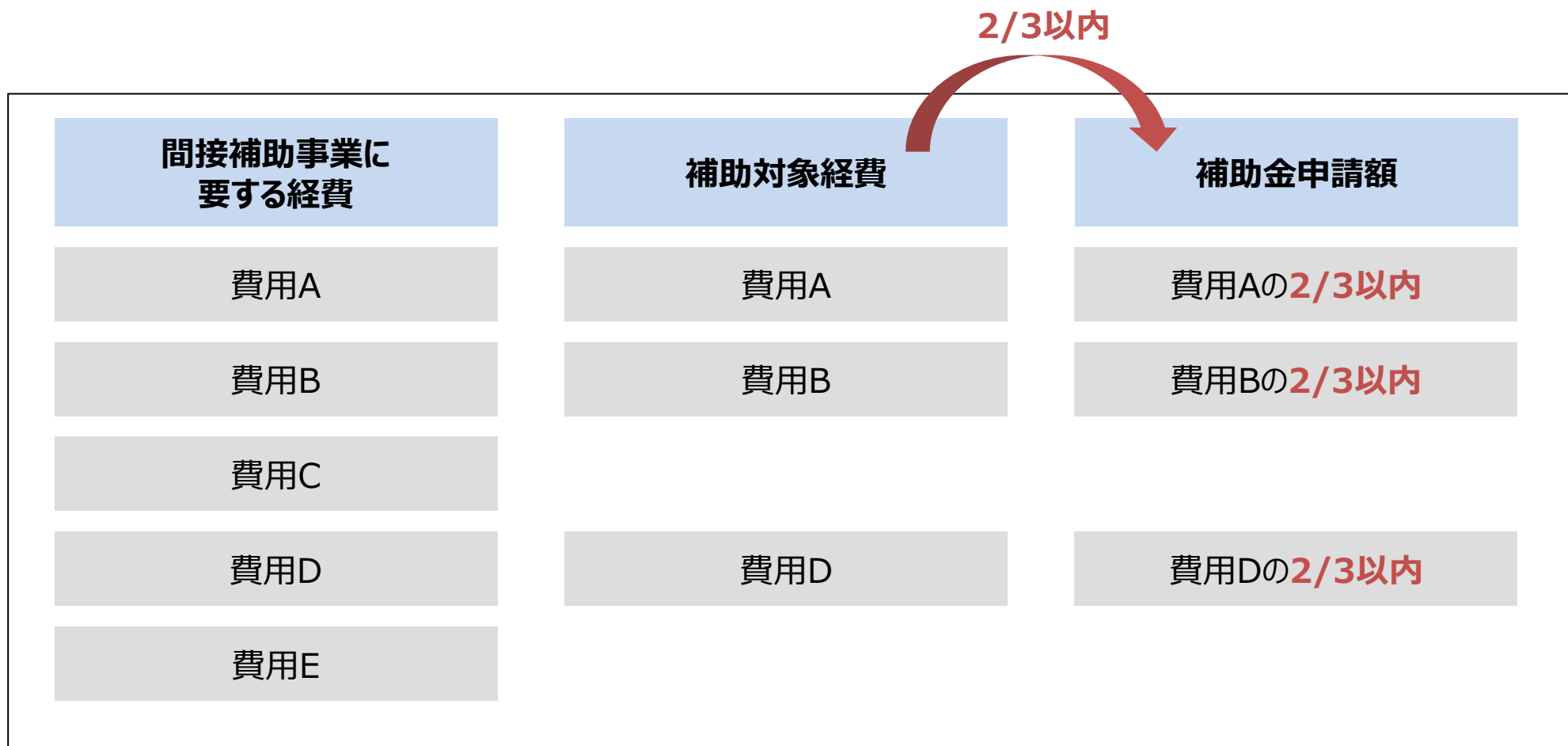
補助対象経費

公募要領「Ⅲ 対象経費の区分、補助率及び限度額等_1 対象経費の区分」

経費項目		内容
物品費	設備備品費	本事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその据付等に要する経費。装置等の改造及びソフトウェアを含む。
	消耗品費	本事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。 例) ソフトウェア、図書、書籍、パソコン周辺機器、実験器具類、試作品 等
人件費・謝金	人件費	本事業に直接従事した者の人件費および本事業に直接従事した補助員費 例) ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員、技術補佐員 等
	謝金	本事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 例) 設計審査会等の外部委員に対する出席謝金、個人の専門的技術による役務の提供への謝金、通訳、翻訳の謝金等
直接経費	旅費	旅費に関わる以下の経費 ①本事業を実施するにあたり事業従事者及び補助員の外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）。 ②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ③外国からの研究者・有識者等の招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費）等
		外注費
その他	印刷製本費	本事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費 例) チラシ、ポスター、写真、図面コピー等技術実証に必要な書類作成のための印刷代 等
	通信運搬費	本事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 例) 電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料 等
	光熱水費	業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費
	その他（諸経費）	上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 例) 物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、学会参加費、学会参加費等のキャンセル料、研究成果発表費、振込手数料、データ・権利等使用料、特許関連経費、薬品・廃材等処理代、等
委託費・共同実施費		間接補助事業の一部を第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費

補助率

- 本事業の補助率は2 / 3 以内とする
- なお、最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省及び事務局にて調整した上で決定することとする



- 補助金額に消費税等が含まれている場合、交付規程に基づき、**消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書**を求める。これは、間接補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、間接補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されている
- しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、間接補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、**応募申請時の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、応募申請書を提出することを求める**
- ただし、以下に掲げる間接補助事業者にあつては、間接補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定可能な間接補助事業者

- ① 消費税法における納税義務者とならない間接補助事業者
- ② 免税事業者である間接補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である間接補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の間接補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である間接補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する間接補助事業者

- ・ 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行にあたって以下の義務を負うものとする

間接補助事業者の義務一覧

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 事務局から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは間接補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません。
- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分しようとする時は、事前に処分内容等について承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。間接補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。
- ⑧ 補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付規程により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、間接補助事業に係る具体的経理処理、補助対象経費の考え方、確定検査の実施等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、間接補助事業に応募・事業開始される際に、事前に内容を確認してください。
- ⑨ 事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ⑩ 国（特殊法人等を含む）が助成する他の制度との併用は原則認めておりません。なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前に事務局にご相談ください。

- ・ 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するにあたり以下に記載する事項について対応すること

間接補助事業者の対応事項

(1)最終報告審査会への最終成果の報告

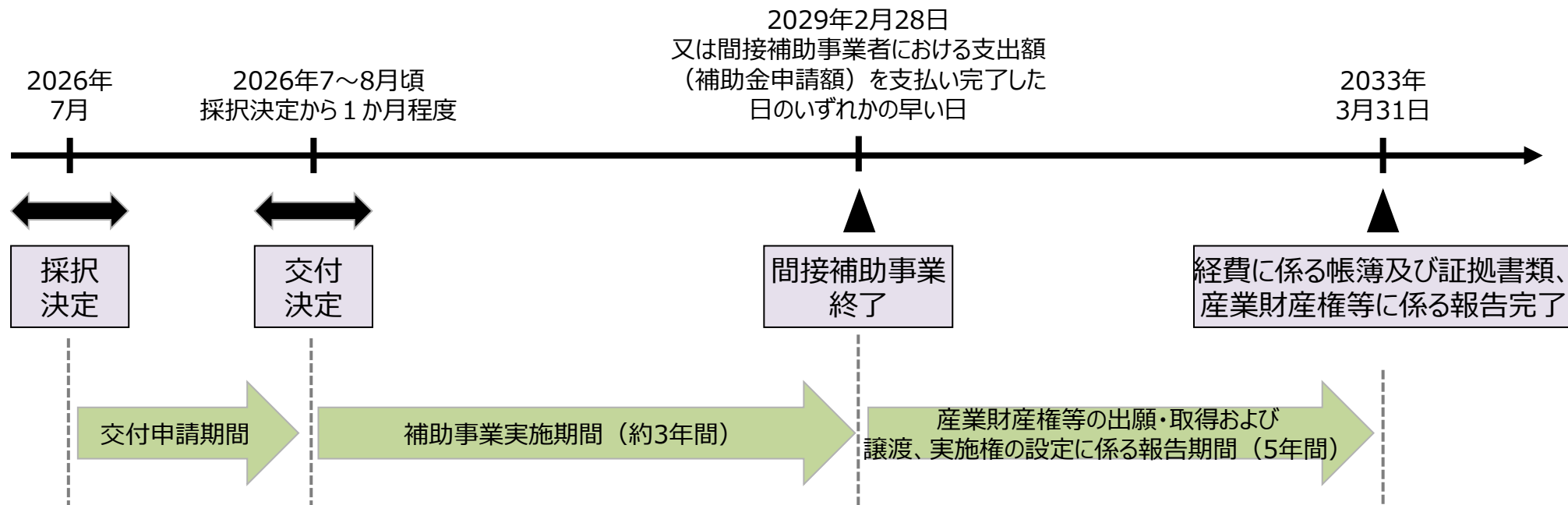
間接補助事業の技術的なマイルストーンの達成可否及び、実施結果や得られた成果、今後の計画の確認のため、最終成果報告審査会を対面またはWEB会議等にて開催します（2029年2月頃の開催を想定）。間接補助事業者は、最終成果を取りまとめた説明資料を作成し、最終成果報告審査会にて成果を報告してください。また、マイルストーンの達成状況に応じて、間接補助事業の継続可否や継続する場合の内容について審査を実施いたします。最終成果報告審査会后、間接補助事業者は、事務局から送付される委員からのコメント等に回答してください。また、事務局が指定する様式に間接補助事業の成果概要を記載いただき、事務局Webページに掲載することを予定しています。

(2) 事業の報告・相談

事業の実施計画、進捗状況、事業成果等について、経済産業省または事務局、フォローアップ委員会の求め、もしくは間接補助事業者の必要に応じて報告、相談することとします。なお、事業の実施計画は、実施内容を詳細かつ網羅的にブレイクダウンするとともに実施時期・期限を明確にし、事業を開始してください。進捗状況について、月次に、また、事務局の求めに応じ、実施計画（参考資料）も用いて提出することとします。また、本事業の効果を高めるために、経済産業省との協議の上で事務局等が行う取組に協力することとします。

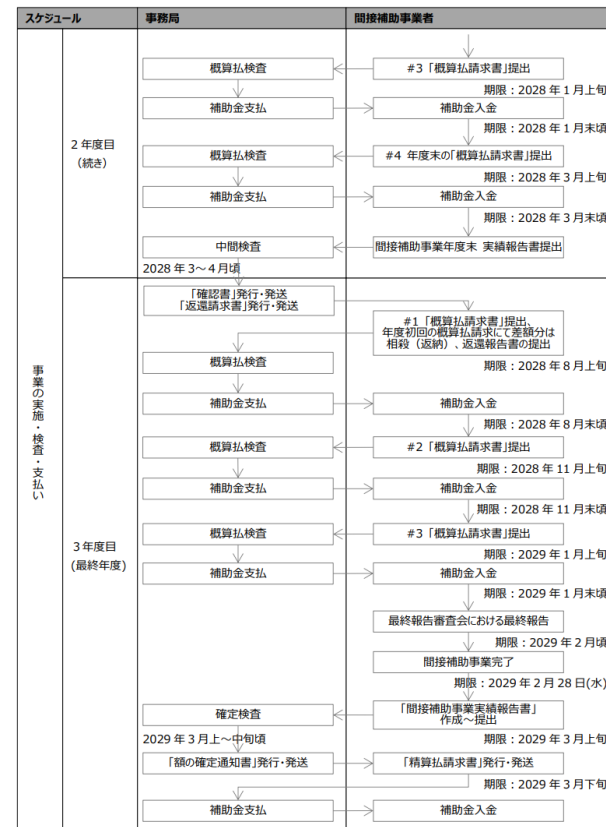
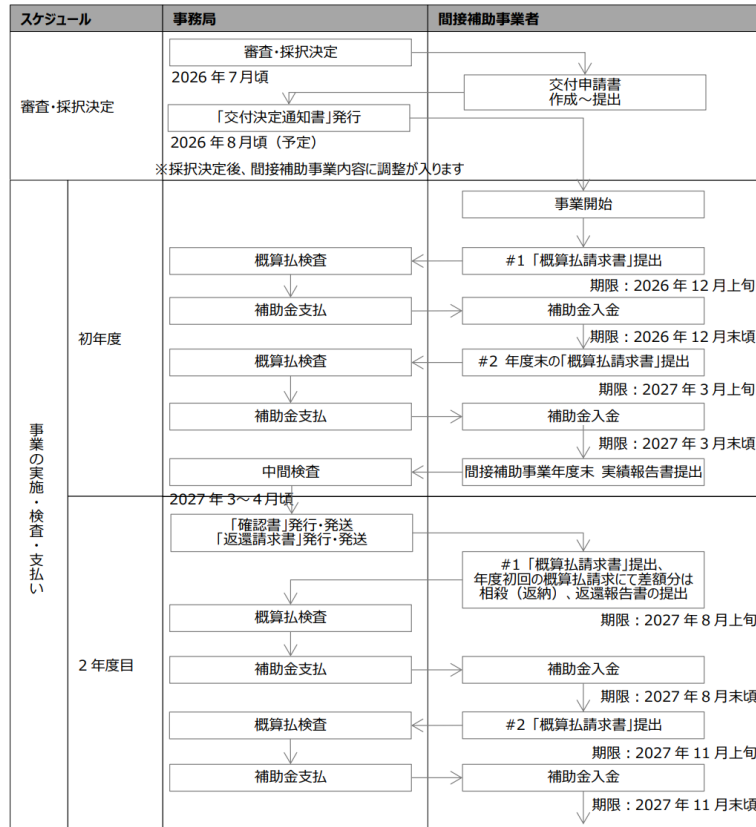
- 本事業の実施期間については、以下の通りとする

- ◆ **間接補助事業の実施期間については、原則として、交付決定日から2029年度（令和10年度）2月末までが補助対象となる。**
- ◆ 本公募で採択された場合、原則として令和8年度中に本補助金の交付申請を行い、交付決定後、間接補助事業に係る経費の発注等、速やかに事業に着手し、間接補助事業の実施期間内に事業完了（検収及び支払いの完了）しなければならない。
- ◆ **事業終了後5年間**は間接補助事業に基づき産業財産権等の出願・取得した際には遅滞なく様式第13による産業財産権等取得等届出書をG I O（間接補助事業年度の完了した日の属する年度の終了後5年以内は経済産業省）に提出しなければならない。またそのほか、その後の社会実装の進捗状況や技術開発・実証成果の波及効果等について所定の様式により、報告が必要となる。



補助金の支払い

- 補助金の支払いは、各年度で事務局が指定する期間での概算払および事業終了後の精算払となる
- 概算払は原則として、「納品または支払い済みのもの」を対象とする。
- 初年度は12月、3月頃の補助金支払いを想定する。2年度目以降は8月、11月、1月、3月頃の補助金支払いを想定する。ただし、あくまでも遅滞なく証憑の登録や申請がなされた場合の想定であり、実際に申請する経費の数や証憑の登録状況、指摘事項への対応状況によって変化することを予めご認識おきいただきたい



- 補助金申請システム「jGrants」にて申請を受け付ける

◆受付期間

令和8年6月11日（木）正午必着

※ 上記期間にjGrantsで申請を実施・完了してください。

◆提出方法

- 応募される事業者は、別紙申請様式を作成の上、上記期間に補助金申請システムjGrantsにて、当該資料を提出してください。jGrantsでは、電子的に申請を受け付けるとともに、申請に対する資源エネルギー庁および補助事業者からの通知等も、原則として当該申請システムで行います。
- **jGrantsを利用するには「g BizIDプライム」の取得が必要ですので、ご準備ください。**
「g BizIDプライム」の取得には2～3週間に要する場合がありますため、余裕を持って準備されるよう十分ご注意ください。

提出先： 資源エネルギー庁 フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金

URL： <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDYWzMAP>

- **提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。**
- **公募要領及び提案様式は、公募期間中に修正がなされる場合がございます。またマニュアル等関連資料を随時アップロードしてまいりますので、ウェブサイトはこまめに確認いただけますようお願いいたします。**
- 受付期間以降の提出（修正、差替、追加を含む。）は受け付けられません。**郵送、持参、FAX及び電子メール等による提出は受け付けません。また、資料に不備がある場合は、審査対象とならない場合がありますので、注意して提出してください。**
- 「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしません。

応募申請書類の一覧

その他「提出書類等チェックシート」

- 提出書類の一覧は以下の通り。詳細については公募要領をご覧ください

	提出書類	提出要否	
		幹事企業	コンソーシアム企業
申請書	様式 1 申請書	○	—
	様式 2 提案書	○	—
	様式 2 別添 1 GXフューチャー・リーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組	○	○
	様式 2 別添 2 人材確保に向けた取組	○	○
	様式 2 別添 3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に向けた取組状況	○	○
	様式 3 事業概要	○	—
	様式 4 実施体制図	○	○
	様式 5 暴力団排除に関する誓約事項	○	○
	様式 5 別添 役員等一覧	○	○
	様式 6 財務状況確認シートおよび資金繰り表	○	—
様式 7 他の競争的研究費及びその他の研究開発費や設備投資費の応募・受入状況について	○	○	

応募申請書類の一覧

その他「提出書類等チェックシート」

- 提出書類の一覧は以下の通り。詳細については公募要領をご覧ください

	提出書類	提出要否	
		幹事企業	コンソーシアム企業
補足資料	補足1 企業のコミットメントについて 代表権を有するものによる間接補助事業遂行における企業のコミットメントを示す書面（自由書式）	○	○
	補足2 応募者概要 パンフレット、ホームページ等	○	○
	補足3 決算報告書 直近3年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書及び製造原価報告書）	○	○
	補足4 履歴事項全部証明書	○	○
	補足5 定款	○	○
	補足6 GXフューチャー・リーグ意向確認書 [様式2 別添1にて加入意志ありと回答している場合は必須]	任意	任意
	補足7 賃金引上げ根拠 従業員の賃金引上げ計画表明の根拠となる資料（社内通知文書等） [従業員の賃金引上げ計画を表明済みの場合は必須]	任意	任意
	補足8 認定根拠 ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定の根拠となる資料（認定書等） [認定されている場合は必須]	任意	任意
	補足9 出資者及び役員の一覧が記載されている書類	○	—
	補足10 プレゼンテーション審査向け資料（自由書式、パワーポイント資料）	○	—
提出書類等チェックシート	○	—	

- 本事業に申請予定の事業者（コンソーシアム形式による申請の場合は幹事企業）は、事前に事務局宛にご連絡をお願いしたい

◆事前意思表示の方法

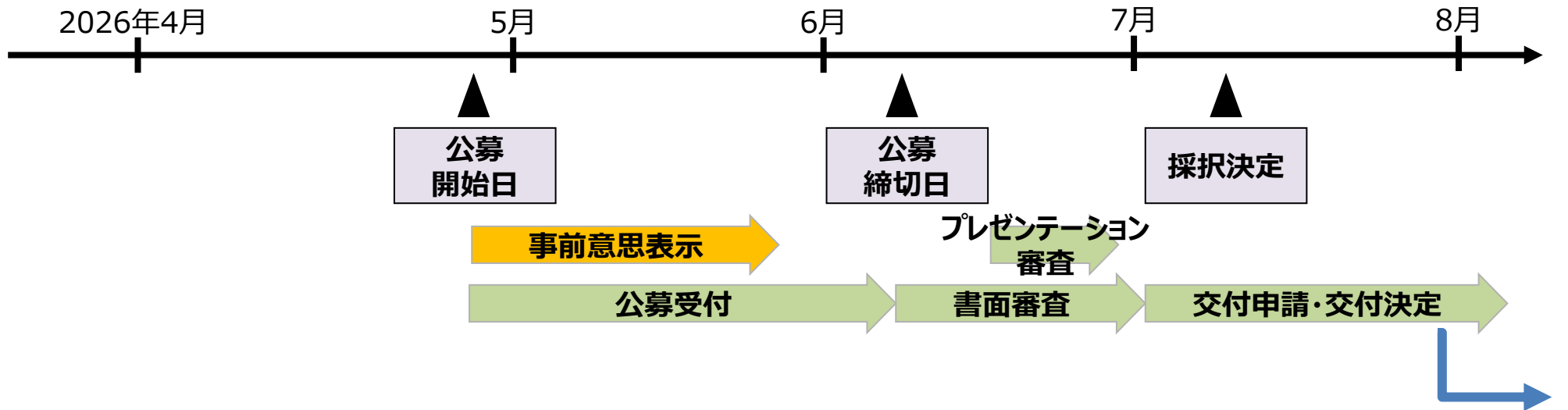
- 本事業に申請予定の事業者は、下記期限までに事務局宛にご連絡をお願いします。
※注） この連絡はあくまでも意思表示であり、その時点での申請の確約を求めるものではありません。
また、申請に当たって、事前意思表示は必須ではありません。
- **連絡期限：2026年（令和8年）5月28日まで**
- 連絡方法：連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金への応募意向連絡」とし、本文に「所属組織名」「氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「メールアドレス」「想定する補助対象経費および補助金申請額（補助対象経費の2/3の金額）」を明記願います。
- メール宛先：fusion@teitanso.or.jp

公募・採択スケジュール

公募要領「IV 応募申請書類の提出について」等

- ・ 本事業の公募・採択スケジュールは以下のとおり
- ・ 公募締切後に実施する審査期間中には、プレゼンテーション審査を実施する

◆公募・採択スケジュール



2026年（令和8年）4月30日（木） : 公募開始日

2026年（令和8年）6月11日（木）正午 : 公募締切日

2026年（令和8年）7月中 : 採択通知

※1 : 採択先公表時期については、申請件数次第で前後する可能性があります。

※2 : 原則として交付決定後、事業開始（契約・発注）が可能となります

交付決定以降に発生した経費が補助対象

- **採択の審査は、採択審査委員会において、提出書類、プレゼンテーション審査の内容を総合的に判断して実施する**
- 採否の通知及び補助金の交付等の執行に係る必要な手続きはjGrantsで行っていただく

◆採択時の主な審査方法

- 採択の審査は、第三者により構成される採択審査委員会において行われます。審査は、提出書類に基づく書面審査とともに、明らかな要件不適合（「対象事業者の要件」及び「対象事業の要件」を満たしていないもの）や書類不備等がない全ての申請事業者へのヒアリングの実施を予定しています。応募件数が想定を超える場合等においては、ヒアリング対象を絞り込んで実施する可能性があります。交付先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問合せには応じません。
 - ※ プレゼンテーションは1件あたり30分程度を予定していますが、応募申請件数次第で前後する可能性があります。質疑応答はプレゼンテーションの後に行います。
 - ※ プレゼンテーション・質疑応答の具体的な実施日程（公募終了の3週間後を想定）や形式は、公募締切後に別途調整を行いますが、プレゼンテーションの日程調整は採択を確約するものではないため、日程が確定した後に不採択となった場合には、プレゼンテーション審査を行いません。
 - ※ プレゼンテーション審査においては、本提案書「Ⅱ.産業競争力強化への貢献・実用化に関する内容」に記載いただく経営層のコミットメントについて確認を行うため、提案する企業等の代表権を有する者の参加を求めます。なお、コンソーシアム形式で応募する場合、コンソーシアムに参加する幹事企業以外の者についても同様に経営層のコミットメントについて確認を行うため、プレゼンテーション審査への代表権を有する者の参加を求めます。（本事業の経費で仕入れを行い、幹事企業へのリースを想定するリース会社を除く）

◆採否の通知等

- 審査結果（採択又は不採択）の決定後、事務局から速やかに電子メールにて通知します。なお、採択の場合であっても、提案金額の精査や事業計画の見直しなど、条件付きの採択となることがあります。
- また、補助要件を満たさない申請は、採択結果の最終公表を待たずに不採択の通知を行う場合があります。
- また、採択結果(事業者名、法人番号、事業名等)については、事務局Webページに掲載することを予定しています。

- ・ 採択の審査においては、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う

① 基本的事項

- (ア) 補助対象に記載の「対象事業者の要件」及び「対象事業の要件」を満足しているか。
※この項目を満たさない提案は審査の対象となりません。
- (イ) 本事業を遂行するための知見を有しているか。
- (ウ) 円滑に遂行するために事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- (エ) 間接補助事業の規模に見合った将来の事業規模が想定されているか。
- (オ) 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- (カ) コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

- ・ 採択の審査においては、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う

② 発電実証に向けた取組および技術ロードマップに関する審査

- (ア) 採用する方式で発電ができることの科学的根拠が明確であるか。
- (イ) 採用する方式の他方式に対する優位性が明確であるか。
- (ウ) 提案内容は、独自性、新規性、及び、海外も含めた同業他社に対する優位性を有しているか。
- (エ) 2030年代の発電実証、商用化前発電実証、及び社会実装のそれぞれの段階について、以下のことを満たしているか。
 - 妥当な目標が定量的に設定されているか。
 - 目標の設定根拠が論理的に説明されているか。
 - 課題や必要となる技術開発要素が網羅的に整理されているか。
 - 実現するための十分かつ現実的な計画が提案されているか。
- (オ) 発電実証及び社会実装における課題・ニーズに対し、独自の高い価値を提供できるか。

③ 事業期間中の詳細な実施内容（プロジェクト計画）に関する審査

- (ア) マイルストーン及び実施内容は発電実証に向けた重要課題の解決を目指したものとなっているか。
- (イ) 本事業期間内の中間目標が適切に設定されているか。
- (ウ) マイルストーン及び実施内容の、2030年代の発電実証に向けた計画における位置づけは妥当であるか。
- (エ) マイルストーン達成に向けて想定される課題・リスク、及び、それらへの対応方針を十分かつ現実的に整理しているか。

- ・ 採択の審査においては、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う

④ 産業競争力強化への貢献・実用化に関する審査

(ア) 事業の実施により、2030年代のフュージョンエネルギー発電実証計画に寄与することでフュージョンエネルギー産業全体としての人的・物質的投資の拡大に貢献するとともに、自社成長性の向上や良質な雇用の維持・強化、他社への受発注による経済効果等が認められるか。

(イ) 提案内容に対して、経営層や事業部門全体として深く関与し、機動的・継続的に経営資源を投入するための組織体制が構築されているか。

(ウ) 将来の自立化に向けて、提案する製品・サービス・技術の需要家を巻き込むことや自ら資本市場から資金を呼び込む計画となっているか。

(エ) 事業の実施により得られる・実装される技術や当該設備により生産される製品の市場での優位性確保に向けて、適切なオープン戦略（標準化等のルール形成、ライセンス等）及びクローズ戦略（知財・ノウハウ管理等）について、間接補助事業の特徴を踏まえた具体的な計画があるか。

(オ) 事業の実施により得られる・実装される技術や当該設備により生産される製品の市場での優位性確保のため、ノウハウ等に関する技術流出防止措置を含む適切な情報管理体制を整備しているか。

(カ) 提案内容は、補助を前提としない場合には、経済面や技術面、その他予見性等の観点から、実施が困難な計画と言えるか。また、補助を前提としない場合は内部利益率や投資回収期間など投資判断に至る水準に達しないことが定量的に示されているか。

⑤ 人材確保に向けた取組に関する審査

(ア) 補助対象事業の実施にあたり、賃上げ等の具体的な手段によって、人材確保に向けた取組を行っているか。

(イ) 暦年/事業年度において、対前年/前年度比で大企業は3%以上、中小企業等は1.5%以上の賃上げに取り組む予定があり、その旨を従業員に表明しているか。（任意で記載）

(ウ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に向けて、女性の職業生活における活躍の推進や次世代育成支援対策、青少年の雇用の促進等に関する取組を行っているか。ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定等を受けているか。（任意で記載）

提案書及び補足10 プレゼンテーション審査向け資料の書き方・補足

- 提案書については、**青字で記載されている観点**について十分に留意した上で、可能な限り具体的・定量的に記載を行い、必要に応じて図や画像、エビデンスとなる資料を添付すること。
- なお、**拠点との連携に係る費用については、含めない形**で提案を行うこと。
- 補足10 プレゼンテーション審査向け資料については、提案書の要点を踏まえつつ、プレゼンテーション時間（30分程度）を考慮して作成すること。またその後の質疑用に、説明に含めない参考資料の添付については、必要に応じて行ってよい。

様式2 提案書

令和7年度補正
フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金
提案書作成にあたって

総括的注意

注1. 提案書の作成にあたっては、公募要領を必ず確認してください。提案書の記入内容について注意事項があります。

注2. 提案書は、添付書類を含め、全てA4サイズとしてください。

注3. 提案書の項目は削除しないでください。（ただし、本ページ及び次ページ以降の**青文字リンク**で記入されている注意書項は削除してください）

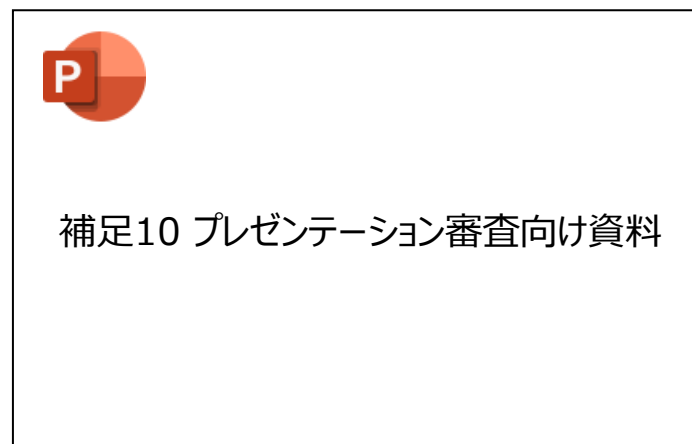
注4. 特に注意がない場合は、項目間の行間は、適宜変更してください。

注5. 内容は公募要領に記載している「審査の観点」に留意し、具体的・定量的に記載してください。

注6. 公募要領に記載のように、本事業における採択時の審査は、事務局内に設置される採択審査委員会において行われます。採択審査は提出書類に基づく書面審査、プレゼンテーション審査により実施します。各審査工程は非公開で実施します。プレゼンテーション審査においては、本提案書「3. 産業競争力強化への貢献・実用化に関する内容」に記載いただく経営層のコミットメントについて確認を行うため、提案する企業側の代表権を有する者の参加を求めます。なお、コンソーシアム形式で応募する場合、コンソーシアムに参加する幹事社以外の者についても同様に経営層のコミットメントについて確認を行うため、プレゼンテーション審査への代表権を有する者の参加を求めます。（本事業の経費で仕入れを行い、幹事社へのリースを想定するリース会社を除く）

（提出にあたって、本ページは削除してください）

要点を踏まえつつ、
説明時間を考慮して作成



問い合わせ

- 問い合わせは電子メールにて受け付ける
- 公募要領や申請書様式等は、適宜jGrantsからダウンロードいただきたい

◆問い合わせ先

- 申請書作成にあたっての問い合わせは、電子メールにて受け付けていますので、事務局（GIO）までご連絡ください。
- なお、問い合わせ内容によっては回答までに時間を要する可能性がありますので、予めご留意のうえ余裕をもった対応をお願いいたします。また、問い合わせの締め切りは6月4日（木）正午までとします。

事務局（GIO）連絡先：fusion@teitanso.or.jp

◆事務局（GIO）のウェブサイト

- 本公募に関する情報は、事務局の下記ウェブサイトにも掲載しておりますが、公募要領や申請書様式等は、jGrantsからダウンロードしてください。

URL：<https://www.teitanso.or.jp/fusion/>